

令和8年度

『商店街空き店舗活用事業補助金』

～中心市街地商店街の空き店舗活用を支援します！～

中津市では、商店街の振興及び中心市街地の活性化を図ることを目的に、中心市街地における商店街の空き店舗を活用して行う事業に要する初期経費を助成します。

■補助対象者

空き店舗を活用する新規出店者

■補助対象事業

商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認めるもの

■補助対象要件

- ・ 出店区域の商店街の推薦をうけていること
- ・ 1週間当たり4日以上、かつ、営業日の午前11時から午後4時までの間の3時間を含む時間に営業を行うもの
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 中津商工会議所の経営指導を受けた事業計画であること
- ・ 継続して2年以上事業を行うことができるものと認められる事業であること
- ・ **改装工事の施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とすること**
- ・ 店舗の改装について、他の公的補助金を受けていないこと
- ・ 活用する店舗を補助事業の目的に反して使用し、又は転貸しないこと
- ・ 大規模小売店舗内の店舗を活用するものでないこと

■補助対象経費

新規出店者が補助事業を実施するために必要な店舗改装費

(外装工事、内装工事、設備工事(水道・電気・ガス・空調)、設計費)

※機械/器具/備品等は対象外です。

■補助率・補助限度額

補 助 率	補助限度額
補助対象経費の1 / 2以内	100万円

■申請書類等

事業開始前（改修工事着工前）に下記の書類を提出する必要があります。

No.	提出する書類
①	補助金交付申請書（様式第1号）
②	事業計画書（様式第2号）
③	収支予算書（様式第3号）
④	店舗改装見積書の写し、函面、改修等前の現況写真等
⑤	空き店舗の賃貸借契約書の写し
⑥	商店街推薦書（様式第4号）
⑦	暴力団排除に係る誓約書（別紙）
⑧	市税納付状況確認書（申請者の住所又は所在地における市町村税）

■申請期限

令和9年3月26日（ただし、予算額を超えた時点で受付終了となります。）

■補助金の交付手続きの流れ



■お問合せ先

中津市 産業経済部 商業・ブランド推進課 商業・ふるさと納税係
〒871-8501 中津市豊田町14番地3
電話：(0979) 62-9046
FAX：(0979) 24-4020
E-mail：syougyou_brand@city.nakatsu.lg.jp